

# 付帯契約約款

## 【実質再エネプラン】

2023年10月1日

株式会社ユーラスグリーンエナジー

## 目 次

|       |                    |   |
|-------|--------------------|---|
| 第 1 条 | 適用期日 .....         | 3 |
| 第 2 条 | 定義.....            | 3 |
| 第 3 条 | 適用条件 .....         | 5 |
| 第 4 条 | サービス料金 .....       | 6 |
| 第 5 条 | サービスの適用開始及び終了..... | 6 |
| 第 6 条 | 本約款の変更または廃止.....   | 7 |

この付帯契約約款【実質再エネプラン】（以下「本約款」といいます。）は、当社との電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）および当社の小売供給約款（低圧、高圧、特別高圧のいずれもが対象であり、以下「小売供給約款」といいます。）に基づき、低圧、高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまのうち、実質再エネプラン（以下「本プラン」といいます。）を適用することを当社と合意したお客さまに対して当社が電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

なお、お客さまは、当社が電磁的方法（当社が開設する指定ウェブサイトに掲載する方法、またはお客さまがあらかじめ指定した電子メールアドレスに電子メールを送信する方法を想定します。）を用いて、電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項および同法第2条の14第1項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項を提供することについてあらかじめご承諾いただくものとし、本約款中当該事項にかかる部分についても当該電磁的方法を用いて提供することをご承諾いただいたものとし、ます。

## 第1条 適用期日

「本約款」の内容は、2023年10月1日から適用されます。

## 第2条 定義

### 1. 用語の定義

#### (1) 再生可能エネルギー

太陽光、風力その他、非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいいます。ただし、文脈に応じて、適用のある法令に定義がある場合は、その定義と同じ意味を有するものとし、ます。以下「再エネ」ということがあります。

#### (2) FIT

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度のことをいいます。再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を、

電気を利用する国民から賦課金という形で集め、電気のもつ非化石価値は国民に帰属するものとされています。

(3) 非化石証書

非化石電源（再エネ、原子力）からの電気が持つ「非化石価値」を証書化したものをいいます。ただし、本サービスに適用されるのは「再生可能エネルギー由来」のみとなります（本約款においては「再エネ由来」といいます。）。

(4) Jクレジット

省エネルギー機器や再生可能エネルギーの導入、森林経営などの取組による、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のもと、創出されたクレジットのことをいいます。再エネ由来とは、再生可能エネルギー導入により創出されたクレジット、省エネ由来とは、省エネルギー機器導入等により創出されたクレジットのことをいいます。

(5) 年度

4月から翌年3月までを指します。

(6) 通常プラン

当社からお客さまに対する需給契約および小売供給約款に基づく電力供給のうち、本プランの適用がないもののことをいいます。

2. 環境価値サービスの定義

(1) 環境価値サービス（本プランに基づき当社からお客さまに対して提供するサービスのことをいい、「本サービス」ということがあります。）は、供給する電気の全量または当社とお客さまとで合意した電力量に以下の両環境価値を付与するサービスとします。

- ① 実質的に再エネである価値
- ② 実質的にCO<sub>2</sub>排出量がゼロである価値

(2) 本サービスを実現する手段は、以下のいずれか、またはその組み合わせとします。なお、当社とお客さまとの間で別段の合意がない限り、以下の手段の組み合わせは当社が決定するものとします。

- ① FIT 非化石証書
- ② 非FIT 非化石証書（再エネ由来）
- ③ Jクレジット（再エネ由来）

- (3) 前号①および②により環境価値を付与する場合には、トラッキングを付与します。なお、調達が困難である場合を除いて、株式会社ユーラスエナジーホールディングス又はそのグループ会社が保有する発電設備にトラッキングが付されるものとします。
3. 本約款に別段の定義がある場合を除き、本約款の用語は小売供給約款において定義されるのと同様の意味を有するものとします。

### 第 3 条 適用条件

1. 本サービスは、以下の適用条件を満たすときに、当社とお客さまとの間で本プランの適用を合意した場合に適用されます。
- (1) 適用対象電圧
- ① 高圧・特別高圧（法人）のお客さま
  - ② 低圧（家庭・事業者・商店等）のお客さま
- (2) 適用対象エリア
- 全国（離島を除く）
2. お客さまが本プランと通常プランを混合して適用することを希望するときに、当社とお客さまが供給量全量に対する本プランの適用割合を合意した場合には、当社は供給量全量に対する本プランの適用割合に応じた電力量について本サービスを提供するものとします。
3. 本プランの適用がある場合も、当社がお客さまに対して供給する電気に関しては需給契約および小売供給約款の適用があり、特に、需給契約および小売供給約款に基づく電気料金は別途発生します。本プランの適用がある場合、本約款は、需給契約に別段の定めがない限り、需給契約の一部をなすものとします。本プランに関して本約款に規定のない事項（小売供給約款の条項のうち以下に掲げるものを含みますが、これらに限られません。）は、文脈上別意に解すべき場合を除き、需給契約および小売供給約款の適用があります。

#### (1) 小売供給約款【低圧】

第 4 条（単位および端数処理）、第 8 条（計量に関する取扱い）、第 10 条第 3 項第 6 号（支払遅延の際の措置）、第 15 条第 3 項（消費税および地方消費税の税率変更の際の措置）、第 17 条（損害賠償）、第 18 条（不可抗力）、第 19 条（契約解約）、第 21 条（管轄裁判所）、第 23 条（契約終了後の取扱い）、第 24 条（反社会的勢力の排除）、

## (2) 小売供給約款【高圧、特別高圧】

第4条（単位および端数処理）、第6条（計量に関する取扱い）、第12条第7項（支払遅延の際の措置）、第17条第3項（消費税および地方消費税の税率変更の際の措置）、第19条（損害賠償）、第20条（不可抗力）、第21条（契約解約）、第22条（管轄裁判所）、第24条（守秘義務）、第25条（契約終了後の取扱い）、第26条（反社会的勢力の排除）

### 第4条 サービス料金

1. 本サービスの料金は、当月の計量期間等における使用電力量（kWh）に本項で定義する料金単価を乗じた値とします。料金単価は一般社団法人日本卸電力取引所において前年度に開催されたFIT非化石証書に関するすべてのオークションにおける約定単価を約定量に基づき加重平均した単価（税抜）（本約款においては「約定量加重平均単価」といいます。）及び当社の取扱手数料0.1円/kWh（税抜）に消費税等相当額を加算したものとします。約定量加重平均単価（税抜）及び取扱手数料に消費税等を加算した後の料金単価はそれぞれ銭単位とし、銭未満の端数は四捨五入します。なお、本プランと通常プランを混合して供給する場合、供給量全量に対する混合させた本プランの割合（kWhに対する割合）について、本項で定義する料金単価を適用します。
2. 次年度の料金単価については、当年度の3月末日までに電磁的方法にて提示します。次年度の4月末日までに特段の申し出がなかった場合は合意したものとみなし、次年度の5月の料金に係る計量期間等の始期から次々年度の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に新料金単価を適用します。
3. 本サービス料金についての請求、支払方法、支払期日は、需給契約および小売供給約款に基づく電気料金についての請求、支払方法、支払期日と同様とします。

### 第5条 サービスの適用開始及び終了

1. 需給契約の締結後にお客さまが本プランの適用を希望する場合、お客さまは開始希望日の1か月前までに当社が指定する方法により当社に申し込みを行わなければならないものとします。本プランは、お客さまの申し込みに対して、当社が承諾の意思表示を行った場合に適用されるものといたします。
2. お客さままたは当社が本プランの終了を希望する場合、相手方にその旨を当社が指定する方法により通知することで、お客さままたは当社は申し出た日から1ヶ月経過した後、に到来する最初の計量期間等の開始日を解約日として本契約を解約することができます。

す。本サービスは解約日の前日まで提供されるものとします（以下同じ）。ただし、双方の合意により、申出日から1ヶ月経過した後に到来する最初の計量期間等の開始日以外の適当な日を解約日とすることができます。また、前条第2項に基づき、当年度の3月末日までに次年度の料金単価を提示された場合に、次年度の4月末日までに当社に申し出たお客さまについては、本項にかかわらず、次年度の5月の料金に係る計量期間等の開始日に本プランが解約されたものとみなします。

3. 当社とお客さまとの間における需給契約が終了する場合、本プランも終了するものとします。

## 第6条 本約款の変更または廃止

1. 当社が本約款を変更する場合には、小売供給約款【低圧】及び【高圧、特別高圧】第2条（本約款の変更等）に準じます。ただし、料金単価の変更については、第4条第2項に基づく場合を除き、次項に従うものとします。
2. 当社は、非化石証書またはJクレジットに関する制度の変更がある場合、または非化石証書またはJクレジットの調達費用等の変動により、料金改定が必要となる場合には、次の手順に従い、本プランにおける新たな料金単価を定めることができます。
  - (1) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日（以下「新料金単価適用開始日」といいます。）をお客さまに通知いたします。
  - (2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の1か月前までに、当社に対して当社が指定する方法により解約を通知することで本プランを解約することができます。この場合には、本プランは、本約款の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日をもって解約されたものといたします。本号による中途解約の場合には、お客さまおよび当社の双方は、互いに本項による中途解約に伴う損害賠償義務・補償義務等を負わないものとします。
  - (3) 前号に定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。
3. 当社は、本約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社ホームページに掲載するか、お客さまがあらかじめ指定した電子メールアドレスに当該事項を記載した電子メールを送信します。

4. 本約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、小売供給約款【低圧】及び【高圧、特別高圧】第2条（本約款の変更等）2及び3に準じます。